

という人がおいでになるんでしょうか。六十一年、つまり八六年の就健のときに、拒否者についての問題というのは議会でやったことがありますけれども、今までどういった形でこれが推移をしてきたのかということもあわせて伺っておきたいと思っています。

それから就健の、これからこのような形、つまり今知能テストのことを伺っていきますけれども、こういった形でこれから就健を考えていくのかということ、それらの点について伺っておきたいと思っています。以上です。

(市長 石川彌八郎君登壇)

○市長(石川彌八郎君) 遠藤議員さんの御質問に御答弁申し上げます。

まず、横田基地についての一点目、クレーク基地からの移駐経過についてでございますけれども、先ほど大森議員さんに御答弁申し上げましたとおりでございます。第六百空軍音楽隊は移駐が完了し、通信関係の二部隊につきましては一部移駐が実施されている状況でございます。医療関係の二部隊につきましては、まだ移駐は実施されておられません。来年の九月末ごろまでには移駐してくる予定であるとのことでございます。また、F5部隊の移駐先については承知をしております。

また、軍人軍属の市内居住についてということ、それからその何と申しますか、考え方と申しますか、そういったようなことの御質問でございますけれども、つまりこの人たちは、御承知のとおり市の居住人口から除かれているという点、それから短期間の暫定的な居住者であるという点、また地位協定により外国人登録関係法令の適用から除外されている点、また同じく軍及びその諸機関から受ける所得について、日本の租税を納付する義務を負わない点、そういった点を考えますと、地方自治法第十条に規定するところの住民として位置づけることは難しいのではないかと考えておるところであります。しかしながら、現実にはこれらの人たちが市内に居住しておるということだけは、これは事実でございますし、こうした事実を踏まえた上で、ここが難しいところなんではないかと考えておる。人道上也でも申しましょうか、世界人権宣言に基づく基本的権利の尊重という面を基本において対応してまいりたいと考えておるところです。その辺、よろしく御理解をいただきたいと思います。

それから、三番目の九月十一月期の件でございますが、これは担当部長の方から答弁をしております。

それから、基地カーニバルの件ですけれども、これは御指摘のとおりことは中止になったわけでありまして、基

地側に何らかの御事情があって中止されたと思えますし、このことに関しては特に、特段にこれといった感想は持っておりません。また、今後の考え方ということでございますけれども、やはりこのカーニバルは、何だかんだ言いましても、日米の友好親善を図るという面で意義がある行為であるというふうに考えております。これは認識の違いであらうかと思えますけれども、私はそう考えております。そういった意味で、今後カーニバルが開催され、もし仮に招待いただいたような場合があるとしたならば、日程の調整がつく限り出席をさせていただくと、こんなふうに思っております。

それから天皇代がわりでございますが、この問題についてでございますけれども、一点目の学校等での対応についてでございますか、これについては教育委員会に答弁をしております。

次のこの二点目の、市行政の対応についてどうしたらいいかと。現段階では万一の場合どのように取り扱うかにつきましては、先ほど申し上げたと思うんですが、特に考えてはおりませんが、今後もし通達等があった場合には、その内容等をよく検討して対応していきたいと、こんなふうに考えておりますし、もし仮に、万が一その替わったといったような場合にはどうなのかと、こういうふうな御質問もあったようでございますけれども、これはやはり従来と同じような対応でいくのが、やっぱり大方の国民のコンセンサスというのはそんなところにあるのではないかと、こんなふうに私自身では思っております。したがって、極端ももちろんいけないし、そうかといってまた逆の極端もいけないと。中庸と申しますか、その辺がやっぱり一番の、五万六千人のコンセンサスではないかと、こんなような認識でおります。

それから、次のこの就学時健康診断につきましては、教育委員会より御答弁を申し上げます。

以上で、遠藤議員さんの一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○教育次長(古谷正夫君) 自席からお許しいただきまして、二点にわたりまして答弁させていただきます。

第一点の、天皇の代がわりでございますが、学校の行事の関係でございます。先ほど大森議員さんにも御答弁申し上げたわけでございますけれども、現在につきましては各小中学校とも平常どおりの授業、それから行事等を行っておりますので、そのとおりしていきたいと思っております。また、今市長が申し上げましたが、万一の場合につきましては、やはり市教育委員会と十分協議し、慎重に対応していきたいというふうに考えておるわけでございます。



ドを持っているという、病院専用だというふうに言われている飛行機なんですけれども、例えばマルコス大統領がフィリピンを逃げ出すときにもその飛行機を使っていますよね。二二五八五というC9ナンバーの飛行機使っていますから、マニアの中ではマルコス・ナイチンゲールとして有名なんですけれども、そういった形の部隊が来て、ここを本拠地として飛び立つことになれば、アジアじゅうに飛ぶわけです。それから大変、その分だけ騒音がふえると思いますけれども、そうしたことも踏まえた上で、この部隊の移駐についてこれからどのような、市長さんは対応をとっていかれるのかということをお伺いしたいと思います。

それから、F5の新聞記事の話はさっきしましたけれども、どこ行ったのかということ、新聞記事もわからないくらいですから、そのとおりだと思います。

それから、軍人軍属の位置づけの問題です。確かに地位協定の問題であるとか、あるいは移駐問題等々というところがあって、位置づけは難しいというふうになってるんです。確かに御指摘そうだと思うんです。だから困っていると思うんですね。しかし、これらのことについては、例えば地位協定なんか所得、米軍から得たところの所得の納税の義務がないんだという代わりに、例えばその交付金や補助金の形があるようなことをずっと聞いていたわけです。ね。それでずっと言っているわけです。つまり、どれぐらいの数がいるんだから、実際には行政需要がどれぐらいあるんだから、だから福生市はこれだけ、つまり米軍人軍属によって具体的な金額的被害を受けているんだということを出すためにも、基本的な見解というのが必要だろうということを言っているし、それから最後に小野部長からも説明がありましたけれども、人数の把握やどのような状態で住んでいるのかということ把握しなければ、実際に基地を抱えて、基地がない方がいいけど仕方がないということ、前田村市長さんがおっしゃっていて、そのとおりの行政、基地に対する行政態度はそのとおりであるということ、今の石川市長さんおっしゃっているわけです。そのときの最も基本になる基地の実態とか、それから市内居住の状態であるとか、それからどういったところに住んでいるかということについて、やはりはっきりしなければいけないのではないかと思いますけれども、今のその人道上のことなんだと。世界人権宣言にうたわれているような基本的人権の立場から、市内の在住者と認めているんだということであれば、それらのことを、例えば人道上世界人権宣言にあるような形で存在している、それら存在している人たちが、つまり市民としてどういうふうに存在すべきかということをはっきり認識をしなければいけないと思います。

けれども、そこらのところは市長さんは、基地に対してどのような態度をこれからとっていかれるのかということをお伺いいたします。

というのは、この間ごみの問題その他、あるいは交通事故の問題という問題がずっと出てきましたよね。交通事故に関しては件数がもう上がっていますし、ごみの問題に関しては金額の問題等々が出ています。でも、相変わらずどこにどのような形で住んでいるかということ、はっきりしてませんね。ここでもう一回伺いたいですけれども、では、六月三十日現在では千百十三名、つまり三百八十四世帯から、現在ここに至りまして数が減ってますね、七百五十八名に。この減ったというのはどういう形で減ったかなどということについては、掌握はしているわけではないでしょう。どうですか。であれば答えてくださいますか。つまり、前回こういう答弁でしたよね。国側の資料はもらっているし、同時に行政としては、例えば下水道の契約状態などによって、どこに住んでいるか大体把握しているんだということだったんです。とすれば、これらの人々が出たり入ったりしたことについて、わかっていると思いますけれども、こういった形で減ってきたのかということについて、少し伺っておきたいと思うんです。

それからもう一つは、この新聞記事はお目にとまった方があるかどうかわかりませんが、大和市で行政の窓口、中国語と、それからハングル、つまり朝鮮、韓国で使っている文字と、それから英語版の案内板をやったなんていう記事があったんですね。これは神奈川県大和市です。インフォメーションで書いてあるほかに、僕は読めないんですがハングルで書いてあって、漢字も、中国語も書いてある、案内というのが書いてあります。一つはその、国際化の問題等々を言っている、市内にはさっき言いましたけれども、事務報告では八百人を超す外国人の方が住んでいるわけです。そのほかに米軍人軍属が住んでいるわけです。そうしますと、それを合わせたってつまり、二千とは言わないけれども、相当の数の、つまり非日本人がいるわけです。それは少なくとも、例えばこの問題になっているのは、私たちが乗れば五百CC千円の税金を払うけれども、実は米国軍人軍属だと六百五十円だという格差が存在する。しかし、彼らはここに来ていろいろな手続きをするわけです。それからもちろん、市内に住んでいるたくさんの外国人もそういうことをしているわけです。そういった、例えば今市長さんが言った人道上の基本的な人権の問題なんだ、だから市内にすることにについては容認している形です。しかし、容認するからといって捨て置くわけにはもちろんいかないわけで、市民に対して迷惑のかからないような存在の仕方をしてほしいわけですね。そういう

と意図する言動は、一時的な風潮でよくないと思います。大和市の、いままで英語版の案内板を外国人が利用できるように

う意味から言って、一つその足掛かりとしてはそういった形での、つまり英語国民だけが外国人ではないわけですから、大和市のようにハングルも書けば中国語も書くという態度も大事ですけれども、そういったような表示みたいなことも、一つは考えることができると思いますけれども、そういったことはどう思いますか。

それからもう一つは、このまちではやっぱりないんですが、豊島区の例を挙げますと、外国語で書かれた、要するにいわゆる市民便利帳のなものがあるんです。そういうことから言いますと、今言った三つの言葉で書かれたような市民に対する案内みたいな、あるいは市民便利帳のようなものが考えられてしかるべきだと思っんです。これは私と大森議員で構成しております革新クラブの予算要望の中にも入ってるんですけれども、こういったものの考え方があるかどうか。もしも、先ほど言ったその住民、つまり住民としての位置づけが難しい、しかし存在をする。しかしそこで起こるであろう細かい近隣公害その他の問題も、確実に起こってきているわけですよ。それらを一つ一つ解決するためにも、そういったことについてはどのようにお考えかということをお伺いしたいと思います。

つまり、基地はけしからん、僕は反対ですぐにでも出ていってほしいと思いますけれども、現実に住んでいる者に聞けば、きちんとした行政的な対応をすべきだと思いますけれども、そこはどのように考えているかということをお伺いしたいと思います。

それからカーニバルの問題で、ことは中止で基地には事情がある。基地には事情があるんです。基地の事情は、さっき申し上げましたとおりですね、友好的なことから考えてやめたというコメントをしてるんです。これは新聞記事のコメントですから、直接司令官のコメントを行政が受けているわけじゃない、記事のとおり受けとめていいかどうかということについては全く別な問題にはなりませんけれども、現実にはその、天皇が死にそうなんだから、全体の自粛ムードね、つまりお赤飯やめちゃって、スーパーマーケットが赤いものを着なくなっちゃったとか、お笑い番組やめたマスコミとか、いっぱいあるわけでしょう。そういうことから言えば、大体あれですからね、かまぼこだって紅白をやめたというのもあるぐらいですから、そういった形の、全体の日本の様子を見て、友好を日本の皆さんに表することだと言ってるんです。余り基地の事情というわけでもないと思っんですよ。

特に感想はないということですから、日米の親善友好で意義があるんだと。でも親善友好で意義があるならば、親善友好というのは別に大きな音をたてなくてもいいと思っんです。つまり、この間ずっとやっぱり、私たちがそう

ですし、ほかの会派の方も問題にしているのは、それらの友好祭のときに行われる、展示飛行と言われている曲技飛行やその他の問題なんです。それは一昨年にはブルーインパルスの問題が起きました。これは公害訴訟団の皆さん初めとして反対の声が起こりまして、諸般の事情から中止になりましたよね。そのときに、福生の当時の田村市長さんというのは、そのことが福生市だけが中止要請をしなかったんですよね。中止要請してください、してくださいと言ったら、どういう意味があるかと言ったら、相当の観光ということをごいしますなんてことを言いまして、観光資源だちょっと言ったもんですから、これはまずいということになったんですけれども、そういったことと、例えば基地の中にだれかを呼ぶなんてことは、幾らだあってあり得るわけでしょう。つまりこれまでだあって、皆さん方の中でもそうだけれども、基地の中に行って、例えば軍人や軍属に招待されたという形で飯を食うとか、あるいは青年会議所や商工会議所の中でいろいろな催し物をやるだとか、あり得るわけですから、そんなことは幾らでもあることはあると思っんですよ。それは向こうの都合だから。

だけど問題は、こうしたときに曲技飛行その他、特に昨年のようにF15が事故を起こすようなときに下に市長さんが座って、西ドイツの例もありますけれども、一番いい席に一番早く飛行機が落ちこちたりするんですよ。そういうところにいることも問題だけれども、そういったその騒音をもたらすようなことがもっと問題ではないかということなわけです。だから中止要請をしてくれ、曲技飛行をするなということを行ってるんですけれども、日米の友好親善で意義があるから、招待されれば出席したいということですから、では、そういった曲技飛行その他に関しては、中止要請をしてくださるのでしょうか。そういった見解をはっきり伺っておきたいと思っんです。

それから、ことし現実に基地のカーニバルなかったですよ。毎年十萬を超すような人が見に行ってますよね。ことはそういった意味では市内に対する影響というのはなかったんですか。つまり、対して観光としての資源でもない。市への経済的な効果もないということならば、別にやめちゃってもかまわないと思っんですけれども、騒音も出んですから。そこらについての市長さんの見解を、もう少し伺っておきたいと思っっています。

それから、天皇問題についてということですから、市長の、今まで余り考えていない、このままいくというような御答弁いただいておりますけれども、現実には、それではあれですか、実際の天皇代替わりの問題が起ったときに考えるということであれば、私は市職員その他に対しては強制をしないでいただきたいと思っんですし、もう一つ

伺っておきたいのは、それぞれの公民館等々の公共施設の扱いですね。今問題になっているのは、今の天皇が代わられて、四十数日後にいわゆるお葬式があると言われてますよね。そのときに休むのではないかという話もありますけれども、そういったときに、公民館その他の扱いというのはどのように考えておられるのかということ伺いたいです。平常でいくというならば、その公民館その他も平常に開くべきだというふうに思っていますけれども、そういったことについてはどのように考えたらしいのかということ伺っておきたいと思っています。

それから、学校等々についてもそうなんですね。先ほども教育次長からの説明は、教育委員会とも協議するんだと。現実には、教育委員会はあれですか、告示から招集までどれぐらい時間がかかりますか。つまり、多くの父母の皆さんが心配しているのは、教育現場での混乱ですよ。つまり校長さんが学校急に半分休んだり、皆さんに弔意を示さないで強要したり、そういうことなわけです。学校を休むなんていうのは多分教育委員会の所轄事項だと思えますけれども、一体その、例えば学校が休みになっちゃうのかどうかということも含めまして、教育委員会が実際に開かれて、実際にそういうことが行政として流れるまで、どれぐらい時間かかるようなことになっていきますか。それによつては、つまり、例えば万が一のことがあっても学校は普通に行くんじゃないかということが、父母の皆さんおわかりになると思うんです。とかくうわさがあるわけですね、三日間休む、一週間休む。だから中には、学校の管理職の皆さんに至つては、冬休みに何とかなっていただきたいと。そうすると学校現場は混乱をしない。私だけが行つて旗を揚げればいいんだという人だっているわけですから。そういうことから言いますと、休みの問題その他が出てくると思いますが、それは教育委員会、どのような手続きでそのようなことになっていくのかを、ちょっと伺っておきたいと思っています。

それから、就学时健康相談のことですけれども、今の市販のテストを導入したのは、ではいつからですか。僕は通して、つまりずっと議事録読んでますけれども、知能テストをそのような形で導入している形というのは、非常に少なかつたと思うんです。それは例えば市販のものを使っている形になりますか。それとも独自のものを考えてやっているということになりますかということも伺っておきたいと思っています。

それから最後に、就健の拒否者はありませんでしたというけど、それは違っていると思うんですよ。六十一年ですから八六年の十二月議会の議事録を見ますと、要するに電話をかけたけれども、何度も言つたけど、何度も進めた

けれども、つまり拒否の意志を示されたんだということを、当時の次長は言ってるんですよ。そうしますと、僕これは明らかに拒否がかつてあつたであろうと思うんですよ。それにもかかわらず、今の御答弁というのはそれが無いんだというんですけれども、それは本当ですか。もう少し確かめた方がいいと思いますよ。もしもそのところについてきちんとした見解が出なければ、次、議事録読んじゃえばいいんですけれども、持ってきてますから。そういうことから言いますと、例えばこれまでに就健についていろいろ伺いに行った市民の皆さんに対して、今まで拒否は無いんだということを話していると思うんですよ。そういう事実はないと思いますから、そこところはもう一回ちょっとお調べ願いたいと思います。

以上で二回目の質問にします。

○議長（村尾栄次君） 一時まで休憩いたします。

午後十二時 四分 休憩

午後 一時 開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、理事者より発言訂正の申し出がありますので、これを許します。

○教育次長（古谷正夫君） 先ほど、遠藤議員さんの就健の拒否者の答弁でございますが、拒否者が過去あつたかという御質問に對しまして、私の方からございませんといい答弁を申し上げたわけでございますが、過去に一件、口頭であつたというふうなことでございますので、御訂正方よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（村尾栄次君） ただいまの発言のとおり訂正することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よつて、発言を訂正することに決定いたしました。

○市長（石川彌八郎君） 自席から失礼いたしました。遠藤議員の御答弁をさせていただきたいと思いますが、C9が九月末ごろまでに移駐してくる予定であるというふうなことで、私は申し上げたわけでございますけれども、それに対して便便と待つておるのかと、こういうふうなことでありますので、全くそういうことはございませんで、なか

なかこれは、非常に難しいことではあるかと思えますけれども、中止要請というふうなことで進めていきたいと、こういうふうには思っております。

それから、二点目の軍人軍属の市内居住の問題につきましてのことですけれども、これは確かに大いに研究、検討しなければいけないと、こんなふうには思っております。まさにおっしゃるとおりだと思っております。今後この問題につきましては一層研究していかなければというふうには、もう前々から思っておるわけでございます。

それから、市内とか、あるいは庁舎等々への表示の問題は、既に英語その他でどんな形でやればよろしいかというふうなことは、検討させております。

それからあと、カーニバルに關しての話でございますが、曲技飛行はこれは、やはりこれは中止要請をしなければいけない、危険であるからというふうなことで、これは当然であろうかと思えます。ただ問題は、やはり横田基地でカーニバルをやるということになりますと、この危険でない、これは認識の問題で、危険のない飛行機はないと言えはそれまででありますけれども、ある程度はこれはいたし方がないのではないかと、こんなふうな認識であります。ただし、曲技飛行とかそういったようなことは、やはり好ましいことではないというふうな認識であります。以上でございます。

○市民部長（小野光朗君） それでは引き続きまして、横田基地の二番目の、軍人軍属の市内居住状況の中でございますけれども、前回お答えいたしましたよりも人数が減っているわけでございますけれども、これは軍人軍属は変わってございませうが、その家族が、前回お答えしたときは七百十六人と申し上げましたけれども、今回三百六十一人とお答えしましたとおり、三百五十五人の減となっております。ただ、この減少した理由等につきましては、私の方としては現在のところはつかんでおりませんので、よろしくお願い申し上げます。

○教育次長（古谷正夫君） 天皇の問題でございますけれども、公共施設の休暇等の対応についてというふうなことで、公民館等の対応についてどうするのかという御質問でございますが、これらにつきましても、教育委員会にお諮り申し上げまして対応していきたいというふうなふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、知能テストの關係でございますけれども、実施時期は組合と協議させていただきまして、五十七年から実施いたしましたして、現在変更してございません。なお、五十四年から全員就学になったわけでございますけれども、五十

七年以前にもこれらについては実施しております。ただ、市販の資料ということでございますけれども、市販の資料につきましては使用してございません。それからその内容はということでございますが、学校にお任せいたしまして、子供たちに白紙の用紙を出しまして記入させてというふうなことでございます。

次に、教育委員会の招集期間でございますけれども、通常の場合には約七日間、告示行為をさせていただきますから七日間をとっているわけでございますが、緊急の場合につきましてはできるだけ早くというふうなことでございますので、少なくとも二日か三日、三日程度は必要ではないかというふうに考えております。以上でございます。

○十三番（遠藤洋一君） わかりました。

その横田基地の移駐の問題で、非常に難しいけれども、中止要請をしていきたい。これは、具体的にはあれですか、さっき大森議員の質問の中でも、文書等々については四市二町でやるんだというような形が出てましたね。そうしますと、これも四市二町でやるという形になっていきますか。そのための協議みたいなことを既に行っているのでしょうか。あるいはもう既にそれを始めているとすれば、要請を、これからなのか今既にやっているのかわかりませんけれども、どのような形でおやりになるつもりなのかということ、あわせて伺っておきたいと思えます。やはりきちんとした自治体の態度というのが、大変重要だというふうに思います。

特に、やはりさっきもF18が出てきましたけれども、十二月二日付の朝日新聞ごらんになりましたよね。長野県の伊那谷にもイントルーダーその他ミッドウェーの艦載機が飛行訓練をしたなんて、大きな記事がありましたね。とんでもないところまで飛んで行くわけで、きちんとした抗議をやっていないと、やはりどういふところまで来るかわからないという形が、今の米軍と日本の中の態度というか、緊張関係だと思ふんですよ。その意味から言いますと、ここにもありますけれども、安保条約があるんだから、百五十メートル以上であればどこでも訓練やってもいいんだなんていうことを言って、米軍側なり防衛庁側の態度ですから、自治体等々でも、特にC9の場合には前回移駐、一時的に來たときもそうでしたけれども、タッチアンドゴーの訓練をずっとやってたんですよね、御記憶だと思いますけれども。市内の上空を飛ぶわけですよ。このまま部隊ごとやって来るということになれば、その手の演習というのはふえてくると思いますし、三九協定その他で市内上空は飛ばないということを一たん言っているにもかかわらず、現実には市内上空飛行が非常に多いわけで、C9の移駐に対して特に自治体としては、行政としては非常に強い態度

が必要だと思えますけれども、どのような形で具体的におやりになるつもりなのか。さっき言いましたね、四市二町でおやりになるおつもりなのか、あるいはこれからなのか、それとも既にやり始めているのか、内容はどのようなのかということ、ちょっと伺っておきたいと思えます。

それから、軍人軍属のことについては大いに研究をということ、僕もやはりこれについては、基地に対する態度ということとは全く別に、あるいはアメリカ軍に対する態度とは別に、さっきも言いましたけれども、市内に現実に住んでいることに対して対応ができるかということに関して言えば、きちんとしたことを考えてほしいと思えますし、この場合、例えば基地の中で犯罪行為というのは、日本人の場合には刑事特別法で裁かれるわけです、軍人軍属の場合、つまり地位協定での措置されている人々に関しても、つまりさっき言った居住人口から除くとかという表現ありましたよね。軍人軍属に関しても、その基地外での犯罪等々に関しては、日本の法律で裁かれることになっていると思うんです。

それで、具体的にもうちょっと伺っていきますけれども、軍人軍属がまちに住んでいるということになりますと、例えばこの前の一般質問の中でもそういうことを伺って、余り明快な御返答が得られなかったんで、それから調べになっていると思えますけれども、例えば米国軍人軍属が拳銃等の所持等をして市内に出てきた場合に、これは何らかの対象になりますか。犯罪を構成するような形での。それからアメリカの警察官がいますね、軍の軍警察がいると思えますけれども、これらの拳銃所持で市内に入ってきている場合のことは、どういう見解になっていますか。つまり、例えばここで写真をお見せしたりなんかするのが一番よろしいんでしょうけれども、手元がないんですが、軍人の場合、この前言ったのは、例えば迷彩の、明らかにその野戦服のようなものを着て、西友その他で買い物をしているのはけしからんということをおっしゃったわけですが、出て来る場合にそのような、つまり拳銃携帯等ということについてはどのように考えておられるのか。あるいはそれは法律に触れるような形になっているのか。それは例えば警察の問題だけではなくて、現実には市内に居住している者としても知っておきたいと思えますけれども、どのような形の対応がなされているか、あるいはそれについてどのような形で取り締まられているかということ、ちょっと伺っておきたいんです。

幾つかの軍人軍属に関する位置の問題、さっきもごみの問題だけではなくて、交通事故その他の問題もあるんです

けれども、具体的に一つずつ伺っていききたいと思えますので、まず今回はそのことを伺っておきたいというふうに思えます。

それから、外国人に対する表示の問題に関しては、研究中であるということ、ぜひ検討を続けていただきたいと思えますし、それから庁内表示ばかりでなくて、さっきも一つ伺ったわけですが、例えばその日本人に対して配付されているような形での便利帳みたいな形ですね、その他については研究検討しているかということ、あわせて伺いたいんです。つまりどういうふう、原理から言えば、さっき言った非常に難しい位置づけで住んでいる住民です。ね。に対してどういった形で市内に住めということについての、つまり規律、規範を示すべきだと思いますけれども、そういった、それは別に日本人に渡しているものと違う必要は全然ないわけですが、そういった、市民としていくべきなのかということに関して、例えば案内表、さっきの大和市の例は案内表示でしたよね。だけではなくて、そういった市民の便利帳的なものの、さっき言った軍人軍属ばかりではなくて、住んでいる在日の外国人の人たちに対するという意味も含めまして、そういったものを御検討なさっているかどうかということをお伺いしたいと思います。

それから、九月と十一月期の飛行回数についてはよくわかりましたんですけれども、ここでもう一つだけ伺っておきたいのは、お正月の三日がもうすぐやってくるわけです。それで、三が日の飛行に対しては、今まではずっと御報告いただいているわけです。例えば六十三年の、ことしの三月の議会の中でも一月の飛行回数というのが出てきまして、実はこれの、これを去ることの二年ぐらい前のお正月が、お正月の二日の日が百回を超えるような大変な飛行回数ということがあったんですね。それ以来、三が日についてはデータをいただいでどれぐらい飛ばなかったか、表を僕もつくってあるんですけれども、これまでがわりと幸運だったというのは変ですけれども、ことしは正月三が日が金土日挟まれました、ちょうど一日はアメリカも休みで、二日から御用始めだというふうな議会の御答弁をいただいているんですよ。それが今度は土曜日の日にあたりまして、ことしの場合、八十八年の場合には、三日が日曜日だったもんですから、ほとんど飛ばなかったんですよ。非常に少ないんです、六回とか八回とか、非常に市民の皆さんは静かな生活を送れたんですよ。

ことしがちょっと心配なんです。アメリカの、今までの議会の御答弁の中によれば、僕の調べでもそうですけれ

ども、要するに御用始めというのが二日からだとしますと、もう二日の日は月曜日なんです。そうしますと、ここから飛ぶ可能性が非常に強いんですね。実はその三年前の一月二日の日に、一月の最高飛行度数を記録したのは、そういう形だったんです。月曜日にぶつかったんですね。それでいきなり始まっちゃったんです。そういうことから言いますと、きちんとその旨も伝えた上での、三が日の飛行停止の要求というのはしていただかないと、市民の方としてはお正月を安心して過ごすことができないと思いますけれども、それも含めまして、お正月三が日にしましてはどのような形でお考えになっていらっしゃるかということも、簡単に結構ですからお伺いをしていきたいというふうに思っています。

それから、四番目のカーニバルの件ですけれども、もうちょっと質問を続けさせていただきたいんですけれども、市長の考え方はこうですね。つまり、カーニバルそのものは日米の友好親善で意味があるし、招待をされれば出席をしたい。曲技飛行は中止要請をしたいんだと、つまり、横田基地のカーニバルなんだから、危険のない範囲とは言っても飛行機がある程度飛ぶことはやむを得ないんだというふうなお考えですね。だからその中止、カーニバルそのものの中止は要請しないけれども、曲技飛行は中止をしていくんだと。要するにそれはあれですか、つまり来年どうなる形かわかりませんが、今後、アメリカのカーニバルというのはもと七月の四日ぐらいに行われていたんですね。アメリカの独立記念日と、同時に一九四七年にアメリカの空軍が誕生したわけですね。そのときの三軍統合記念日ということで、その日にずっとやっていたのが、梅雨ということもありまして、雨の日が多いということも理由にあったらしいんですが、九月十月に移ってきたわけです。来年度はどうなるかわかりませんが、それでも、その場合は、カーニバルにおける曲技飛行は中止を要請するというふうな理解をしてよろしいのかどうかということ、ちょっと伺いたいんです。

それから、先ほど答弁がなかったんですけれども、ことし、これは市民部長の方から御答弁いただけたと思いますけれども、実際、基地親善友好祭がないことで、経済的な福生市への影響はあったのかどうか。わからなければわからないで構わないんですけれども、今までの御答弁いただけてますと、そういうような経済的な効果があることも、一つはその、これを中止を要請しない、つまりカーニバルそのものを中止を要請しないという論拠の一つだったんです。つまり、経済効果があるんだということだと思えますよね。ではことし、少なくとも十万からの人が、牛

浜駅やあるいは福生駅や拝島駅からあそこへ向かって行かなかった、そのことで地元に与えた経済的な影響みたいなことを考えてないことではないと思えます。僕は年に何回も、大きなイベントですから福生市にとっては、その意味から言えば、それから言えば、福生市へどういう効果があるのかないのかということは、考えてしかるべきだと思うんですよ。そうでなければ、市の庁舎の中に親善友好祭のポスターが貼られたりということは、そうじゃないと思うし、そういうような意味から言えば、協力みたいな形してきたと思うんですね。そうじゃなければ、迷惑なんです。近所住民、家なんかもそうですけれども、家の前に車を止められまして、全くひどい話なんですけれども、おまけに空ではぶんぶん飛ぶという、本当に踏んだり蹴つたりのカーニバルなんです。そのところについて、経済効果がどういふうになったのかということ、伺っておきたいと思っています。

それから、天皇問題です。さっきもちょっと申し上げましたけれども、実際には質問の中にお答えが出てきてますけれども、例えば、学校等においては教育委員会と、万が一の、協議をするんだと。しかし協議については、緊急でも二、三日必要だということになりますと、例えば天皇が亡くなった、死んだということで、そのままつまり学校が休みになるというようなことは余り考えられないと思って、理解してよろしいですね。つまり学校の場合には、学校法律によって、教育委員会が定めた教育日数がありますよね。そこを削っていくわけですから、当然教育委員会での協議事項、あるいは決定事項にならないとまずいと思うんです。そういう意味からいいますと、そういった形にはならないだろうというふうな理解で間違いないかどうかということ、伺っておきたいですね。

それはつまり、今のところ出ているいろいろな通達その他についての父母の心配は、例えば学校行事がその中で強行されることについての問題ですね。それはつまり、学校の中での問題なんですけれども、行政が、つまり教育委員会がきちんとした形でそれに絡んでいくとなれば、教育委員会開催したときに、あるいは教育委員会を通して通達その他が行われることだと思えますよ。だからその中で、例えば学校の休日その他の問題に関しては、教育委員会の議決が必要であるとなれば、そうだと思いますから、そういう理解でよろしいかどうかということ、伺っておきたいんです。

それから行政の問題ですね。つまり、今までの答弁の中では、コンセンサスが必要で極端はいけない。極端はいけないと思えます。例えば市の職員に喪を強要したり、あなた必ず喪章をつけなさいとか、そういうことを強要する

ということとは、やはり主権在民の立場から言えば強要できないことだというふうに思います。その意味では、先ほどの市長の答弁、極端はいけないんだというところは、そういうものだというふうに理解をしておきたいと思います。

つまり、市の職員などに対しても弔意その他の強要はないんだというふうに思った方がよろしいと思います。

それから、今の学校施設等の施設においては、それも教育委員会の協議事項ということで、それが即休みになるその他についてはないと思います。ただ、休日法がありますから、休日法が制定された中で天皇の、例えば葬儀に対して国民の休日にするというような決定が国会なり閣議なりであれば、それはまた自治体の問題を超えていますから、そのことは、そういう問題はある程度生じると思いますけれども、自治体は自治体のできる範囲の中のことから言えばそうだと思います。

やっぱり、福生市の場合には、今のところは何の自粛もないということ、青梅、五日市、羽村もそうですけれども、産業祭を産業展としたりしましたよね。そういった形で自粛が実際、近隣の町々でもあるわけですから、そういった中で、ぜひ極端ではない、あるいはコンセンサスを得られるような形、強要はしないという形で進んでいきたいと思っています。

それから就健の問題ですけれども、一つはその、あれですか、知能テストというのはイメージがちょっと違いますね、やっぱりね。相談をした後々のテストであって、やはり知能テストと言っていると、イメージから言うとう市販のものをやっているイメージがあるわけですから、それはきちんとした形で御答弁いただけたらよかったです。

それからもう一つは、さっきの御訂正になりましたけれども、過去に一件という形で、それは議事録に載ってまして、そういったことから言えば、拒否が一体どのようなことで行われたかということについても、やはりきちんとした御検討があったと思いますけれども、今の場合、先ほどの就健の場合には、大森議員の質問に対しての御答弁の中で、これからまだ日があるのです、さらに追って通知をするということでしたよね。では、この今の件、つまり六十年でしたか、このことが起きたのはね。拒否があったのは。この対象者に対してはそれから後も、このときはこういう答弁なんで御存じだと思えますけれども、要するに何回かお願いをしたんだけれども、行かないんだと。最終日もだめだったんだと。で、電話で拒否の意志を表明されたというふうに議事録の中ではなっています。この対象者

に関しては、それから先もまた就健のお誘いをするような形をしているんですか。さっきの御答弁だと、今回の拒否者に関しても、これからまたさらに通告を続けるんだと言っているんですが、この年はどうでしたか、ということをおっしゃって、三度目の質問で最後ですから、ここまでにしておきたいというふうに思います。

○市長（石川彌八郎君） 私、先ほど中庸という言葉を使いましたけれども、何か中庸という言葉の認識のとらえ方がいろいろあるようですが、その辺ひとつ誤解のないようにしていただきたいと思います。以上でございます。

（「どこの中庸ですか」と呼ぶ者あり）

○市長（石川彌八郎君） 失礼しました、天皇陛下の問題についての対応でございますけれども。

（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 暫時休憩いたします。

午後一時二十二分 休憩

午後一時二十三分 開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市民部長（小野光朗君） 三回目の御質問の中でございますけれども、基地外におけます拳銃の対応というようなことですが、それが、あるいは軍の軍警というふうなこともおっしゃいましたけれども、これらについての、どういうふうにかかるといふようなことでございますけれども、この内容等、私の方、もう少し実態も把握しております。んし、またそれがどういふ事態で生じているのかという事実も承知しておりますので、今後、この問題非常に難しい問題を抱えていると思います。今私の方でも即答できませんし、十分検討研究させていただきたいと思っています。

それから続いてですけれども、日米親善のカーニバルが、前の市長のときに観光資源ということであったけれども、それに対する経済的価値というふうな質問でございましたけれども、それでよろしいですね。（「経済効果があったのか」と呼ぶ者あり）ですから、そういう経済的価値の効果があつたかないかということでございますけれども、これについては、観光資源というもののあり方についてはいろいろなとらえ方があると思いますけれども、この内容について、現場では調べておりませんので、何ともわかりませんということでございます。どうか、福生というまちを

知っていたかどうかという面でのメリットはありますけれども、それが今、経済的な効果があるかということについては、現状では期待できないかなというふうなことも考えております。というふうに思っております。以上でございます。

○議長（村尾栄次君） 暫時休憩します。

午後一時二十五分 休憩

午後一時二十八分 開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育次長（古谷正夫君） 学校の休みの関係でございますけれども、規則に決められております以外につきましては教育委員会を開催してということでございますので、教育委員会を開催させていただきます。

それから就健でございますけれども、六十一年度の通知につきましては拒否されたというふうなことが、電話であつたわけでございますが、それ以降電話で、就健を受けていただきたというふうな電話を要請したということでございます。以上でございます。

○企画財政部長（内田和雄君） クラーク基地からの移駐の問題で、四市二町での抗議はどうなっているかという御質問でございますが、これはそれぞれの市の対応が違ふということで、福生のみで行ったわけでございます。それぞれ市でそれぞれの対応をしようというふうなことになるっております。

それからあと、この抗議に文書でどうかというふうなお話でございますが、これは文書では行っておりませんが、そのときどきの状況によりまして、文書とか口頭とかで行っているわけです。この問題については口頭で行っております。

それからあと、外国人に対します案内板等の設置でございますが、案内板のほかに市民便利帳的なものだと思いますが、これらについては、どういうことを知らせるべきか、それから知らせる方法を含めて、これからこのお知らせ板等については、便利帳的なものについては研究をしてみたいと思います。以上です。（「今までしていたの、C9の抗議。それも聞いたよ。いつしたのか」と呼ぶ者あり）日でございますか。この中止要請ですが、九月の二十日、それから十月十一日、それから十一月十五日に行っております。

それからあと、カーニバルの曲技飛行の関係でございますが、この問題につきましては、曲技飛行が行われるという場合は中止要請をしてまいります。この問題についてはまた、先ほど市長が申し上げましたが、曲技飛行を行うというふうなことであれば、その問題については中止要請をしていくということでございます。

それからあと、正月三が日の関係でございますが、もう既に基地司令官と防衛施設庁に対しては、三が日についての飛行中止についての要請はしてございます。以上です。

○十三番（遠藤洋一君） 最初に、市長の方からの中庸について突如としてお話があったんですが、多分それは天皇代がわりのこととお話をしたときに、万が一の場合、特に考えていないけれども、通達を受け対応したい。代わった場合には従来と同じ対応が国民のコンセンサスであろう。極端はいけない、中庸が一番である。それが五万六千のコンセンサスであるというふうな御答弁だったというふうに思います。だから、それはその僕の理解は、極端はいけない、つまり人格化したり、とんでもない子供たちを動員させることとか、そういうふうなことはないだろうという意味です。それは別に、最初に大森議員もそのように申し上げましたけれども、個人がどのような形で追悼の意を表しようが哀悼の意を表しようが、それは別にそれぞれの問題ですから構わないわけでして、国民統合の象徴であるというふうな規定されている天皇というものが亡くなられ、あるいは代替わりするときの自治体の態度というのは、私はどの市民に対しても何も強要すべきものではない。それと自発的に行うものは行うべきだというふうな考えでありますから、多分そのことが極端はいけないという意味で、多分中庸という字の意味も四書五経の中の中庸という字であらうというふうな理解をしていますので、そこまでにして、これはぜひよろしくお願いしたいと要望しておきたいと思っております。

それから横田基地の問題ですけれども、九月二十日、十月十一日、十一月十五日に口頭で申し入れているというところで、ぜひ移駐を阻止をしていただきたいというふうに思っております。先ほどの理由ですね、つまり必ず飛行回数がふえることが明々白々になっているわけで、あるいは市上空訓練飛行が行われることが明々白々だという、これまでの例から言って白々だということから言いまして、ぜひ中止要請は続けて行っていただきたい。市長のおっしゃるとおり、非常に難しいというふうにおっしゃってましますけれども、自治体のここが見せどころではないかというふう